

芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

27-1

改 正 案	現 行
<p>○芦屋市立<u>すくすく学級</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 心身の発達について支援を要する児童に対し，早期に療育訓練等を実施することにより，心身の発達を促し，保護者への育児支援を行うため，芦屋市立<u>すくすく学級</u>(以下「<u>すくすく学級</u>」という。)を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第 2 条 <u>すくすく学級</u>は，芦屋市楠町 16 番 1 号に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 <u>すくすく学級</u>は，次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童発達支援</u>(<u>児童福祉法</u>(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 第 2 項に規定する<u>児童発達支援</u>をいう。以下同じ。)を行う事業</p> <p>(2) <u>日中一時支援</u>(<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 77 条第 3 項に規定する事業として行う支援のうち，<u>日中，障害児に活動の場を提供するとともに，障害児を見守り，社会に適応するための日常的な訓練等をいう。</u>)を行う事業</p>	<p>○芦屋市立<u>児童デイサービスセンターすくすく学級</u>の設置及び管理に関する条例</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 心身の発達について支援を要する児童に対し，早期に療育訓練等を実施することにより，心身の発達を促し，保護者への育児支援を行うため，芦屋市立<u>児童デイサービスセンターすくすく学級</u>(以下「<u>デイサービスセンター</u>」という。)を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第 2 条 <u>デイサービスセンター</u>は，芦屋市楠町 16 番 1 号に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 <u>デイサービスセンター</u>は，次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童デイサービス</u>(<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 5 条第 8 項に規定する<u>児童デイサービス</u>をいう。以下同じ。)を行う事業</p>

改正案	現行
<p>(3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業 (職員)</p> <p>第4条 <u>すくすく学級</u>に、所長及び職員を置く。 (利用者の範囲)</p> <p>第5条 <u>すくすく学級を利用することができる者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) 市内に居住する就学前の児童で、その保護者が<u>法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費(児童発達支援に係るものに限る。)</u>の支給決定を受けたもの</p> <p>(2) <u>市内に居住する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない児童で、その保護者が第3条第2号の事業の利用決定を受けたもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者</u> (利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、<u>すくすく学級</u>の利用が適さないと認められるとき又は<u>すくすく学級</u>の管理運営上支障があると認められるときは、利用を制限することができる。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第7条 <u>第3条第2号の事業を利用する者は、別に定めるところにより市長が行う当該事業に係る費用の一部として負担すべき額を負担しなければならない。</u></p> <p>(利用者の義務)</p>	<p>(2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業 (職員)</p> <p>第4条 <u>デイサービスセンター</u>に、所長及び職員を置く。 (利用者の範囲)</p> <p>第5条 <u>デイサービスセンターを利用することのできる者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) 市内に居住する就学前の児童で、その保護者が<u>法第19条第1項の規定による介護給付費(児童デイサービスに係るものに限る。)</u>の支給決定を受けたもの</p> <p>(2) <u>前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者</u> (利用の制限)</p> <p>第6条 市長は、<u>デイサービスセンター</u>の利用が適さないと認められるとき又は<u>デイサービスセンター</u>の管理運営上支障があると認められるときは、利用を制限することができる。</p> <p>(利用者の義務)</p>

改正案	現行
<p>第8条 <u>すくすく学級</u>を利用する者(以下「利用者」という。)は、<u>すくすく学級</u>の建物、設備、備品その他の物件の保全に努め、<u>すくすく学級</u>の管理運営に協力しなければならない。</p> <p>2 利用者は、<u>すくすく学級</u>の建物、設備、備品その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は消失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>第9条 (省略)</p>	<p>第7条 <u>デイサービスセンター</u>を利用する者(以下「利用者」という。)は、<u>デイサービスセンター</u>の建物、設備、備品その他の物件の保全に努め、<u>デイサービスセンター</u>の管理運営に協力しなければならない。</p> <p>2 利用者は、<u>デイサービスセンター</u>の建物、設備、備品その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は消失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>第8条 (省略)</p>